

条文比較

作成: 西原博史(早稲田大学)

	2012年2月4日	2014年7月6日	2015年5月27日	2015年9月15日	2016年5月10日
	フリースクール全国ネットワーク「新法研」骨子案 Ver. 2	多様な学び保障法を実現する会(骨子案 ver. 3.1)	合同議連(馳試案)	合同議連(議連9月案)	合同議連(国会提出時案)
名称	(仮称) オルタナティブ教育法・骨子案 Ver. 2	子どもの多様な学びの機会を保障する法律・骨子案 Ver. 3.1	義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律(仮称)案【概要】	義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律(案)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(案)
目的	この法律は、子どもの個性を尊重し、多様な学習のニーズに応じて、学校教育法に定める学校以外の「普通教育」のための学習の場を公教育として位置づけ、オルタナティブ教育の促進を図ることを通じて、子どもの学ぶ権利を保障することを目的とする。(1 目的)	この法律は、子どもが、その個性を尊重され、一人ひとりそれぞれの学習のニーズに応じて、多様な学びの場を選択できるようにし、普通教育の機会の確保と環境を整備し、基本的な権利とすることを目的とする。(1 目的)	この法律は、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者がいることを踏まえ、多様な教育機会確保のための施策を総合的に推進することを目的とする(〔目的〕)	この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者に対する当該普通教育の多様な機会の確保に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の事項を定めることにより、多様な教育機会の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。(第1条)	この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。(第1条)
理念		①子どもは、基本的な権利としての学びを十分に奨励され、支援され、および保障され、自分に合った学びの場と方法を選ぶ権利を持つ。 ②子どもは、一人ひとりそれぞれの個性や学びのニーズに応じて、適切かつ最適な教育の機会および環境を享受する権利を持つ。 ③子どもは、9年間の普通教育を受ける権利を持つ。(2. 子どもの基本的な権利としての学ぶ権利の保障)	多様な教育機会確保のための施策は、教育基本法に則り、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学生超過後に就学を希望する者が、年齢又は国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにすることを目指して行われなければならない。(〔理念〕)	一 義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が適正に確保されるようにすること。 二 義務教育の段階に相当する普通教育を受けるものが、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。 三 (略) (第2条)	一 全ての児童生徒が豊かな学業生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。 五 (略) (第2条)
対象		子ども	様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者	相当の期間学校を欠席している学齢生徒であつて文部科学省令で定める特別の事情を有するたに就学困難なものと及び学齢期を経過した者であつて義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていないもの(第10条)。	教育機会の確保等＝不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。(第2条第4号) 不登校児童生徒＝相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。(第2条第3号)
選択	・子どもは、オルタナティブ教育によつても、教育を受ける権利を持つ(3.)。 ・保護者は、子に9年の普通教育を受けさせる義務を、オルタナティブ教育によつても果たすことができる。親の教育権は尊重される。(4.) ・義務教育としての普通教育は、オルタナティブ教育を実施する機関においても実施できるものとする。義務教育の目的については、教育基本法に基づき、義務教育年限、普通教育を受けさせる義務、普通教育を受けさせる義務の猶予・免除、経済的学業困難への援助義務、学齢児童・生徒の使用者の義務については、学校教育法と同じとする(5.) ・この法律で言うオルタナティブ教育機関とは、学校教育以外のオルタナティブな教育を実施する場を言う。そのうち、公教育としてこの法律に基づいて登録されたものを「登録オルタナティブ教育機関」と呼ぶ。(6.)	①子どもは、それぞれの学習ニーズに応じて、「学校教育法第1条に定める学校以外の過程を含む多様な学びの場」(以下「多様な学びの場」という)で、普通教育を受けることができる。国および地方公共団体は、前条を保障するための支援体制をつくる。 ②保護者は、子どもが「多様な学びの場」での学びを選択した場合、普通教育が十分に受ける機会および環境を整える責任を負う。 ③保護者は、子どもを、「多様な学びの場」で学ばせることによつて普通教育を受けさせる義務を果たすことができる。 ④子どもが「多様な学びの場」で普通教育を受けるとき、保護者は市町村に届け出る。 ⑤保護者は④の届出を行うにあたり、その子どもの意思を尊重し、学習方針や学習内容に関する子ども自身の意見を付記して届け出る。 ⑥国および地方公共団体は、子どもの学ぶ権利を保障するための支援体制をつくる。(3.)	・保護者は、子供の状況等を考慮し、個別学習計画を作成して市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる。 ・市町村教育委員会は、訪問等支援を行う。 ・当該保護者は、就学義務を履行したものとみなす。	〔対象者〕の保護者は、文部科学省令で定めるところにより、当該就学困難な学齢児童又は生徒の学習活動に関する計画を作成し、これを当該学齢児童又は学齢生徒の居住地の市町村の教育委員会に提出して、当該個別学習計画が適当である旨の認定を受けなければならない(第12条第1項) ・必要の記載事項(12条2項一～五号) ・市町村の認定義務(12条3項) ・個別学習計画の変更(13条) ・支援(14条) ・勧告等(15条) ・報告の徴収(16条) 第12条第1項の認定を受けている保護者は、学校教育法17条1項若しくは2項又は児童福祉法48条の義務を履行しているものとみなす。(17条) 市町村の教育委員会は、認定個別学習計画に従つた学習活動の実施による義務教育を修了した者には、修了証書を授与するものとする(第18条2項)	国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。(第12条) 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。(第13条)